

契 約 書

〇〇〇〇〇〇〇〇管理組合（以下「甲」といいます。）とマンション管理士 〇〇〇〇（以下「乙」といいます。）とは、〇〇〇〇〇〇〇〇の管理組合業務に関し、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結し、その証として本契約書1通を作成し、甲および乙が記名押印したうえ、甲は原本を、乙はその写し（複写機によるコピー）を保有するものとしします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所

管理組合名

理事長

印

乙 住所

マンション管理士名

印

（役職）

第1条 乙は、総会の決議を経て管理組合の理事として役員に就任するものとする。

（業務の内容）

第2条 乙は、〇〇〇〇〇〇〇〇管理規約及び理事会の定めるところに従い理事としての管理組合業務を遂行する。

（報酬）

第3条 第2条の業務に対する乙の報酬は次のとおりとする。

報酬金額 月額 金〇〇〇〇〇〇円

2 甲は、前項の報酬を毎月、次のとおり乙に支払うものとする。

一 支払期日 当月分を当月10日まで

二 支払方法 乙が指定する口座へ振り込む

（契約の解除）

第4条 甲および乙は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内に、その義務を履行

しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次に該当するときは、本契約を解除することができる。
—マンション管理士の登録の取消し

(解約)

第5条 総会の決議により乙が理事でなくなった場合は、本契約は終了する。

(秘密の保持)

第6条 甲および乙は、この契約の履行にあたり知り得た甲及び乙並びに甲の組合員等の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(利益相反取引)

第7条 乙は、自己又は第三者のために管理組合と取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示しなければならない。

(契約の有効期間)

第8条 本契約の契約期間は、平成29年3月1日から1年以内に終了する会計年度のものに関する通常総会の終結の時までとする。

(誠実義務等)

第9条 甲および乙は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければならない。

- 2 本契約に定めのない事項または本契約について疑義を生じた事項については、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(管轄の合意)

第10条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とする。

以上